

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成23年8月19日(金)

開会 9時30分

閉会 11時45分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、真伏秀樹教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室 森下宏也 予算経理室長 加藤正二、

予算経理室副室長 柘植広光 予算経理室主査 森下道大

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 橘泰平 人材政策室主幹 山本嘉

学校施設室長 大森邦彦

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室指導主事 吉川秀明

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 野原宏 社会教育・文化財保護室副室長 上村安生

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第28号 職員の懲戒処分について	原案可決
議案第29号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第30号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について	原案可決
議案第31号 三重県文化財保護審議会委員の任命について	原案可決

## 6 報告題件名

件名
報告1 「三重県教育振興ビジョン第四次推進計画」実績報告について
報告2 平成23年度学校基本調査の結果速報(三重県)について
報告3 訴えの提起に係る専決処分について
報告4 職員の人事異動(教育委員会事務局)について
報告5 三重県職員(文化財技師)の募集について
報告6 平成24年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について
報告7 県立四日市南高等学校用地に係る訴訟の控訴審判決について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回教育委員会（平成23年7月21日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・**議事録署名人の指名**

牛場委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第28号から第31号まで、及び報告4については人事案件のため、報告5については資料提供前のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1から報告3まで、及び報告6、報告7の報告を受けた後、非公開の議案第30号、第31号、第29号の審議をし、報告4、報告5の報告を受けた後、議案第28号の順とすることを確認する。

・**審議事項**

**報告1 「三重県教育振興ビジョン第四次推進計画」実績報告について（公開）**

（教育総務室長説明）

報告1 「三重県教育振興ビジョン第四次推進計画」実績報告について。「三重県教育振興ビジョン第四次推進計画」実績報告について、別紙のとおり報告する。平成23年8月19日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務室長。

1ページをご覧ください。（1）の三重県教育振興ビジョンの策定とその推進の部分でございます。三重県教育振興ビジョンにつきましては、1999年（平成11年）に策定をいたしまして、このビジョンの中では3つの基本目標を掲げています。基本目標は真ん中で囲ってある部分ですが、「豊かな心を育む人づくり」、「個性と創造性を育む人づくり」、「意欲と活力を育むひとづくり」の3つの基本方針です。

また、その実現のために5つの重点目標を掲げております。その下の、1.心を大切に教育をめざします。2.一人ひとりを大切に、ゆとりある教育をめざします。3.楽しい学校づくりをめざします。4.社会の変化に対応した教育をめざします。5.みんなで育てる教育をめざします。この5つの重点目標でございます。この下には31の施策を設定しています。

下のところに推進計画とその計画期間という表がございます。こちらにつきましては、振興ビジョンで示したこの様な取組方法でございますが、これを4次にわたる推進計画を策定いたしまして、数値目標も示しながら具体的な施策を展開してきたところです。一次、二次、三次と今回の第四次が平成19年度から平成22年度、昨年度までということでした。

次の2ページをご覧ください。（2）第四次推進計画の策定と特徴です。第四次推進計画の策定にあたりましては、施策ごとの取組方向や主な取組内容を取りまとめております。そして、その中で特に重要で必要性の高い取組を「三重の教育力向上プログラム」ということで優先的に取り組んだところです。このゴシックで書いてますプログラムⅠ『育ちのリレー～一貫した人づくり』、プログラムⅡ『家庭・地域教育力の向上～みんなで取り組む人づくり』、プログラムⅢ『地域の魅力を生かした教育～感性を育む人づくり』の3つのプログラムです。

それから、（3）事業計画。第四次推進計画では、先ほども言いましたように、31の施策は3ページに体系表を掲げさせていただいております。31の施策の中で現状と課題を示しながら、今後の取組方向、それから平成22年度までの主な取組内容を明示し、各施策の取組を代表する数値目標も設定をしたところです。

4ページをご覧ください。2の三重の教育力向上プログラムの取組結果等につきましては、先ほど言いましたように、特に重要で必要性の高い取組ということで、「三重の教育力向上プログラム」を位置づけたところとして、この3つのプログラムについて代表する数値目標の達成状況を含め、具体的な取組の結果等を報告させていただきます。

まず、（1）プログラムⅠ『育ちのリレー～一貫した人づくり』につきましては、目標のところをご覧ください。いただきますと、「人間力を高めるという視点に立ち、乳幼児期から高等学校まで一貫した三重の人づくりを推進します。」という目的を持って進めたものです。

次の主な取組の結果です。2つ目の○印に「授業方法や評価方法等の工夫改善をはかるとともに、県独自の学習教材を作成しました。また、小学校1，2年生での30人学級など少人数教育を実施し、基本的な生

活習慣や学力の定着・向上、不登校・問題行動等の減少に取り組みました。」という取組内容です。

次の○印です。「いじめ、暴力行為等、問題行動の解決のため、これまでの取組に加え、「学校非公式サイト」についてネット検索・監視とそれに基づく指導や保護者の立場からの啓発活動を行いました。」このような主な取組結果を記載させていただいております。

5 ページの上のほうに数値目標を入れさせていただいております。「学校に満足している児童生徒の割合」というものです。これにつきましては、平成 18 年度の現状値が 68.8% というものを平成 22 年度の目標値 75% まで高めるということで進んでおりまして、実績値は 75.1% で、この部分では達成したというものです。

ただ、その下のところには、いろいろ課題があるというところに入れさせていただいております。例えば一番上ですが、「子どもたちの学力や学習意欲の低下が懸念されている中、学力の定着・向上をはかるため、引き続き少人数教育の充実、基礎的・基本的な知識や技能の習得及びこれらを活用する力の育成、指導方法の工夫改善に取り組む必要があります。」という課題があるということです。このような形で、ここには課題を記載させていただいております。

次に、5 ページの下の(2)プログラムⅡ『家庭・地域教育力の向上～みんなで取り組む人づくり』です。こちらにつきましても、6 ページをご覧くださいと、上のほうに目標がございます。「学校、家庭、地域が連携し、みんなで三重の子どもたちを守り育てていく取組を推進します。」という目標を持って行ったものでございます。この中でも主な取組結果ということで、上から 4 つ目の○印をご覧くださいと、「すべての小学校において、PTA 等が主体となった学校安全ボランティアを立ち上げ、学校内外のパトロールを行うなど子どもたちの安全確保をはかりました。」という取組結果です。また、その下の「社会教育主事の派遣や研修会等の開催、及び市町や関係団体の協力により、27 市町に 61 の総合型地域スポーツクラブが設立され、県民の多様なスポーツニーズに対応する体制が充実しました。」という結果を入れさせていただいております。

その下には数値目標がございます。家庭教育に関する学びの機会への参加者数、これは累計をとったものですが、目標値が 10 万 9,000 人に対しまして、実績値は 11 万 3,365 人ということで達成しています。

その下には課題を入れております。特に 7 ページの一番上に、「東日本大震災により、甚大な被害が発生しています。今後発生が危惧される、東海地震、東南海・南海地震に備え、耐震化の完了など学校の防災対策とともに、児童生徒への防災教育を抜本的に見直す必要があります。」また、「創設された総合型地域スポーツクラブの多くが、会員数の減少や指導者の確保など、様々な運営上の課題に直面していることから、総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着に向けた支援に努める必要があります。」という課題を入れさせていただきました。

(3) プログラムⅢ『地域の魅力を生かした教育～感性を育む人づくり』の目標をご覧くださいと、「子どもたちの、郷土三重を愛し誇りに思う心や、豊かな感性を育むため、地域の魅力を生かした教育を推進します。」という目標です。

主な取組の結果ですが、まず、一番上です。「児童生徒が、恵まれた三重の自然・歴史・文化についての理解を深めるため、身近な地域や三重県にかかわる独自の中学生用学習教材「三重の文化 熊野古道編、郷土の文化編」を発行しました。」それから、「第 33 回全国高等学校総合文化祭三重大会の開催を通じ、高校生の豊かな感性を育み、高等学校における文化芸術活動の振興に努めました。」というような取組を主な取組として載せさせていただいております。

一番下には数値目標を挙げております。調査研究成果の活用者数ということで、18 年度の現状値 12 万 6,544 人に対し、目標値は 13 万 5,000 人。ただ、こちらにつきましては、現状値も下回ったような形の 11 万 3,329 人ということで、目標は達成していないところです。

8 ページをご覧くださいと、このプログラムにつきましても、一番上、「子どもたちが地域での異年齢交流や遊び等から、原体験として郷土愛を育む機会が減少しています。このため、郷土に関わる教材開発とその活用、地域の人材の活用、地域資源を活用した体験活動・インターンシップ等をさらに充実させ、郷土愛を育むことが重要になっています。」という課題を入れております。

次に 9 ページは、事業計画の取組結果等ということで、体系表でございました 31 の施策の関係です。まず、この取組結果あるいは課題等について、ここでまとめております。この文章の 2 段落目をご覧くださいと、「小学校 1, 2 年生での 30 人学級、中学校 1 年生を基準とした 35 人学級など子どもたち一人ひとりの実態や各学校の課題に応じた、きめ細かな少人数教育を推進しました。授業方法や指導方法等の工夫改善に努めるとともに、県独自の学習教材を作成するなどして、学力の定着・向上をはかりました。その結果、授業内容を理解している小中高高等学校の児童生徒の割合が着実に増加しました。」とまとめています。また、「コミュニティ・スクールの推進による地域と連携した学校づくりが進むとともに、学校経営品質向上活動の取組により、多くの学校で教育活動の質的向上につながる改善活動が行われるようになりました。こうしたことから、「学校に満足している児童生徒の割合」は、年々上昇し、目標を達成することができました。」というところもございます。

その下に、「しかしながら、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習意欲を含めた学力の定着・向上に向け、一層の取組が必要となっています。」という課題も入れさせていただきました。

それから、その下、「特別支援教育、外国人児童生徒教育に関しても、施設の整備やセンター的機能の充実をはじめ、日本語指導や適応指導といった事項に、力を注いでまいりましたが、就労支援や学習言語の習得など引き続き取り組むべき課題もあります。」とさせていただいています。

それから、「3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、学校施設の耐震化を進めるとともに、防災教育を抜本的に見直す必要もあります。」それから、「総合型地域スポーツクラブは、27市町に61のクラブが設立されましたが、安定した運営と定着に向けた取組を行っていく必要があります。」という課題も入れております。

10 ページには(2) 数値目標の達成状況を入れさせていただいております。第四次推進計画におきましては、31の施策に31項目の数値目標を設定しております。この中で数値目標を達成したものにつきましては12項目ございました。11ページに一覧表を付けさせていただいており、この中で一番右側の目標達成状況というところで○印が付いたところが達成したものということで、12項目ございます。また、数値目標は達成できなかったが数値が向上したものは、一覧表に△で入れておりますが、16項目ございました。数値目標を達成できず、数値も低下したものについては3項目ございました。上から7つ目ですが、2-(2) 障がい児教育の充実というところの特別支援教育を受けている生徒の進学および就労の割合ですが、現状値を下回っております。また、2-(8) 不登校児童生徒への対応で、指導により登校できるようになった児童生徒の割合が、平成22年の実績値が29.3%で、現状値を下回っています。それから、5-(5) 地域の自然・文化遺産の活用の中の調査研究成果の活用者数については、実績値が現状値を下回っているという、この3項目でございます。

このように達成できなかった項目もございしますが、4年間の取組により一定の成果が得られたものと考えておりますが、ただ、数値が現状を下回ったというのも3項目ございます。しっかりとその原因を精査し、今後の取組につなげていきたいと考えています。

また、昨年12月には新しいビジョンの教育ビジョンが、平成21年度、22年度と2ヶ年かけて本格的に取り組み、策定されたところです。こちらは、推進計画というよりも前の教育振興ビジョンにつきまして、まだ最終の22年度の前の段階、平成20年度の段階までの取組状況・課題等につきまして精査・検証し、それを新しい教育ビジョンに反映をさせているところです。

また、この四次の推進計画につきましても、年度毎に数値目標の達成状況や課題等を見ながら新しいビジョンにつながっているというところです。

報告は以上です。

## 【質疑】

丹保委員

全体的には結構ですが、細かいところで分からないところがあるので教えていただきたいのですが。11ページに現状値というのがありますね。平成18年度と書いてあり、例えば2-(7)とか2-(8)のところに速報値と書いてありますが、これはどういう意味ですか。

教育総務室副室長

この第四次推進計画は平成19年7月時点で策定しております。その時点で現状値をつかめるデータということで、当時、策定をいたしました関係上、そのときに分かっていた数値を、その時点ではまだ速報値740件なり30.2%というデータであったということでございます。

丹保委員

そうすると、わざわざ速報値を出したのは、これをベースにして考えたという意味ですか。

山口副教育長

補足しますと、県から文部科学省にいずれの項目についても報告をしております。速報値イコール確定値になるのが、大体国が発表するのが9月で、その時点が確定値ということになり、先ほど森下副室長が言いましたように、策定の時期が7月ということで、そこを速報値として置いて目標を設定したということです。

丹保委員

はい、分かりました。それから、9ページの下から3つ目の段落に、「さらに」というところから始まって、「学校施設の耐震化を進めるとともに」と書いてあるんですね。私は、三重県はかなり進んでいるのではないかと思います。こんなふうを書くとなんか誤解が生じるのではないかと。むしろ、100%をめざすとか、ほかのところでは「耐震化の完了」とかの言葉を使っているのですが、これを見ると進めていないようなイメージになるのではと感じるんですね。むしろ、三重県は進んでいると私は思っているんですね。特に東海地方はそうなのですが、これだと実態と少し合わないのではないかと気がします。もう少しアピールできるような表現のほうがよいのではないかと、私は感じました。細かいところなのであまりこだわりま

せんが、せっかく進めているわけですので、これだと非常に漠然とした感じになるという感じがします。

細かいことはさておいて、×印が付いているところなのですが、これは元々設定が無理だったのですか。それとも何か原因があったのですか。そのあたり、目標値どころか、そのときの現状値よりも減っているわけでしょう。そうすると、これは設定を非常にここでごんばってやろうと思って無理に作ったことなのか、それとも何かそのときの事情とかいろいろなことがあってこうなったのかというところを知りたいのですが。大雑把で結構です。

教育総務室長

例えば2-(2)の特別支援教育を受けている生徒の進学および就労の割合につきましては、分母が生徒数になっており、分子が進学した者、就職した者という形になっております。ですから、例えば平成22年度は進学を希望した者はほとんど希望どおり進学をしており、就職を希望した者もほとんど就職しているというところで、かなり就職率も高い割合を示したわけですが、ただ、その中で家庭に入る者とか、あるいは福祉的な就労に就く者とか、そういう生徒が多い場合になりますと、かなりこの実数自体が下がってしまうことがございまして、それが説明になっているかどうかですが、なかなかこの率が上がってこないというところでは。

丹保委員

家庭に入るというのは。

教育総務室長

施設に入るとか、あるいは医療機関に入るとか、そういう割合が高くなりますと相対的にこの率が低くなっていくということがございます。

副教育長

補足させてもらいますと、要は全体の高等部を卒業した生徒が分母にあるわけですね。その中で進学できた者、就職できた者になりますから、当然、先ほど無業とか家庭に入る者が多くなると、その率が下がるといってございまして、本来ならば、就職・進学を希望する生徒を分母に置いて、それを達成した人数に置ければもっと確実な注力した成果が出るわけですが、どうしても高等部あるいは重複の子どもたちがいると、なかなか難しいということで、もう少しその目標設定をきめ細かくやったほうがよかったのかという反省はありますが、そういう経緯であるということがございます。

丹保委員

分かりました。

教育総務室長

11ページの2-(8)の不登校児童生徒の関係でございます。指導により登校できるようになった児童生徒の割合につきましては、平成18年度の現状値を取っておりますが、この時の不登校児童生徒数が1,944人、2,000人弱というところでは。この中で、不登校児童生徒に関わりません関係者の資質の向上をはかったり、あるいは教育相談体制を充実させるという中で、この学校復帰を支援するという取組をめざして、年1%の増加という形で35という数字を設定したところでは、こちらにつきましては、なぜかというのはそこまで取組が進まなかったというところがございます。

学校教育分野総括室長

目標の設定の仕方については、今、話があったように、基本的に年何%という形で上積みということで設定させていただきましたが、実際のところは30%のところまで推移していて、事実上、ある意味この取組目標として設定して取り組んできた中で、この30%というのが大体上限的なところかと実感として現れてきているところでは。今後、果たして、この不登校の関係の取組をしようとして、さらに高みをとった形での設定の仕方が適当なのかどうかという点ではありますが、ある程度、ある意味この目標を設定させていただいている中で見えてきたことかとは思っています。

丹保委員

不登校そのものの数が減った場合のパーセントと多い場合のパーセントは内容的に変わってきますよね。そういう意味では、私はあまりこだわらないのですが、無理矢理に登校させればいいのかどうかという議論もありますので、だから、ひよっとすると数値目標の立て方に問題があるのかと想像しているのですが、あまり無理矢理に学校へ戻せばいいということにはならないのではないのかというのも一方ではありますが、ただ、指導することによって学校に戻れば一番理想的ですが、それは内容が非常に複雑ですから、あまり数値にはこだわらざるもたないのですが、ただ、数値目標を立てた以上は、それなりの意味があるのではというから考えなければいけないし、今後立てる場合にも参考にしなければいけないと思います。

最後の文化遺産の活用というところはどうですか。

社会教育・文化財保護室長

調査研究成果の活用者数を目標数値に掲げさせていただいております。この数値につきましては、斎宮歴史博物館、三重県埋蔵文化財センター、いつきのみや歴史体験館の3つの調査研究成果に基づく展覧会、説

明会、いろんな講座等の参加者数で数値を構成しております。

それで一番大きく減った理由といたしましては、斎宮歴史博物館の入館者数が減ってきたというところもございまして、これにつきましても、実は平成 21 年に耐震工事ということで落ち込んだ経緯がございまして、22 年度につきましても、そのあたりの情報発信の不足ということもあります。それと、社会全体の景気低迷により、今までは県外の団体がたくさん来ていたわけですが、そういったところが来なくなった。

また、これはどこの施設も一緒ですが、展覧会予算が少し減ってきたところもあり、調査研究による成果の展示ということで、自前でいろんな工夫はしているのですが、やはり大きな展覧会等は縮小せざるをえなかったということもございまして。そういった意味では、ここでは大きい全体の数字となっておりますが、公開講座や体験講座といったようなものは段々増えてきたという実績はございまして。

丹保委員

よく分かりました。いろんな要因が重なってこうなっているということが分かりました。ありがとうございました。

牛場委員

6 ページの「学校、家庭、地域が連携し、みんなで三重の子どもたちを守り育てる」という中で、この取組の結果、「すべての小学校において、PTA 等が主体となった学校安全ボランティアを立ち上げ、学校内外のパトロールを行う」というのは、本当に引き続きこういうことをやってほしいと思います。身近で安全な遊び場が少なくなっているんですね。子どもたちがそういう意味で川へ行ったり、また公園へ行ったり、やはり大人の目の届かないところというので事故が起こる可能性もありますので、これを延長して、空き家の公民館とか地域の方の目にとまるような環境づくりを更に続けていってほしいと思います。ラジオ体操を朝、学校でやっていますが、本当に地域のおじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさんもたくさん出てみえますので、こういうところも学校のほうで巻き込んで、子どもたちの居場所づくりの確保を切にお願いしたいと思います。

岩崎委員

これ自体が新しいビジョンに引き継がれていく話になっていくということですから、数値目標も新しいものの推進計画の中で、またいろいろと策定されるんだろうと思っています。ですから、今議論になっていますが、数値目標の設定の仕方というところに、今回の第四次の様々な分りにくさとか、必ずしも適切に活動状況を示していないのではないかなというような指標の設定の問題点についても次に引き継いでもらえばと思いますが、基本的にここでご報告いただいているということは、推進計画を県民にきっちり説明する目的のために、ここで報告されているわけですね。だとすると、県民に教育委員会の活動としての自己評価を出すわけですから、県民に分かりやすい指標でないともまずいだろうと思うんですね。先ほどお伺いしてまして、なるほど不登校児童生徒への対応というのは、年 1% 増で 35% と設定されたが、どうも経験値でいうと 30% が上限かというお話でありましたが、そうすると県民がこれを見たら、「そうか、7割は指導いただいても学校には復帰できないんだな。」って思いませんかということですね。そうすると不登校の子どもを抱えた親御さんからしてみると、指導を受けても 7割はやっぱり復帰できないのかと思わせたらずいのではないかと思います。こういう指標の設定の仕方が、常に県民がこれを見ることを意識して設定していただかないとということをつくづく思いました。まずはそれぐらいです。

牛場委員

この不登校の内容も家庭の中の不和と、そこまでも教育委員会のほうで詰めていかなければいけないのかという、やはり県民にも家庭も責任があるという意味も含めて、分かりやすく出してもらったほうがいいのではないかと。すべて教育委員会が悪いみたいなふうを受け止められても非常に辛いと思いますので、その辺のところも分かりやすく、どちらも努力していますが、家庭も協力していただきみたいな形でいけたらいいと思います。

丹保委員

今度、新しいビジョンの中にはそういう感じのところがありましたね。親とか県民に求めるようなところが。今のような考え方もすごく大事だと思います。

それから、もう 1 つ。細かいところで指摘ばかりしていますが、5 ページの 75.1% というのは、満足している児童生徒の割合が目標値をちょっとですが上回ったぐらいですね。私はこういうのはむしろ高く評価すべきところではないかと思って、全体的には現場の方が非常にがんばっているように思いますが、そういう前提で私は細かいところを指摘しているの、全体的には私は非常によくがんばっていると思っています。

牛場委員

結果は本当にすごくいいと思いますよ。全体的に見れば。

教育長

確認をさせてほしいのですが、13 ページ以降、実績報告の細かい説明を書いたところがあるのですが、こも公表資料の一部と理解していいんですね。先ほどご指摘いただいた点は、このあたり、もう少し説明を

加えて誤解の無いようにするとか、その辺を改めて中身を見せていただいて。

岩崎委員

25 ページをざっと拝見した限り、県民がこれで納得できるのかなという気はするんですね。

教育長

そうですね。一所懸命やった部分はそれなりにアピールして、出来ていないところは、こういう理由で出来ませんという話は、少し書かせていただく格好で、もう少し中身を精査させていただくということで。

牛場委員

三重県の教育委員会は、本当に熱心に皆さんやられていますので、そういうところを本当にPRしてほしいと思いますね。

教育長

先ほどの不登校でも、例えば長期間休まれる方もいらっしゃるれば、早く復帰される方もいまして、その辺結構、二局分岐している部分もありますので、できるだけ早い時点で対応することによって、長期間休まれる方を少なくできるというのがありますので、どうしても1つの数値目標で一つを表そうとするので無理があって、正しい姿を必ずしも表明できていないところもあると思いますので、説明欄で補うとか、その辺の工夫も考えたいと思いますので。

委員長

今、教育長が言っていたようなところで、私自身も、三重県は不登校の対応等をよその県と比べても本当に手厚くしていただいていると思っておりまして、重複があったりというところで、障がい児のこの数値にもなっているのを、この目標の達成のところ、数値が今までもお話があったようなところで誤解を与えるというところもあるので、もうちょっと何か工夫した書き出し等々で補足説明していただければと思います。

—全委員が本報告を了承する—

## ・審議事項

### 報告 2 平成 23 年度学校基本調査の結果速報（三重県）について（公開）

（教育総務室長説明）

報告 2 平成 23 年度学校基本調査の結果速報（三重県）について。平成 23 年度学校基本調査の結果速報（三重県）について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 8 月 19 日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務室長。

1 ページをご覧ください。文部科学省が昭和 23 年から毎年実施しております学校基本調査の平成 23 年度分の三重県分の集計結果、速報ですが、8 月 5 日に公表されたところです。

まず、1 の調査の概要の調査目的につきましては、「学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。」というものでございます。

調査期日につきましては、平成 23 年 5 月 1 日現在でございます。(3) の調査の対象ですが、幼稚園から市町村教育委員会までとなっておりますが、このうちの下線を引いた部分が今回の三重県分の速報の対象といたしますか、とらえられている部分でございます。

(4) 調査項目につきましては、学校数、在学者数、卒業者数、就職者数、進学者数等でございます。

それから、1 つ飛びまして、(6) のその他のところの確定値につきましては、例年よりも東日本大震災の関係もございまして若干遅れるということで、平成 24 年 2 月ごろに公表される予定であると聞いております。

次に、2 の調査結果の概要でございます。3 ページに「学校基本調査の結果（速報）について（概況）—三重県分—」を付けさせていただいております。これは公表資料そのものですが、この中でまず児童生徒数が挙がっております。まず、小学校の関係でございます。10 万 4,557 人、前年に比べて 1,780 人減少でございます。これは昭和 58 年から 29 年連続して減少していることと、この調査自体は昭和 23 年から始まっておりますが、過去最少ということでございます。中学校につきましては 5 万 4,609 人ということで、前年に比べ 376 人の増加、高等学校につきましては、5 万 654 人で、前年に比べ 705 人の減少と。それから特別支援学校は 1,534 人、前年に比べ 47 人増加ということです。下のところには幼稚園の園児数ということで、前年に比べ 90 人減少し、2 万 51 人という数字でございます。

次に、4 ページをご覧ください。こちらが小中学校の長期欠席者、30 日以上欠席している児童生徒の状況でございます。こちらは平成 22 年度の数字ですが、小学校で 736 人、中学校では 1,872 人ということで、小学校は前年に比べ 5 人減少、中学校では 55 人の増加ということです。

この理由ですが、真ん中のところに円グラフが入っておりまして、左側が小学校になっております。この中で一番多いのが不登校というところで、50%弱、47.8%という数字でございます。それに続き、病気が

34.9%という割合です。

その右側が中学校の欠席の理由です。こちらは8割以上、82.1%が不登校、病気は11.1%というところ  
です。

5 ページは、進学率あるいは就職率が入れられています。まず、中学校の卒業者の進学率につきましては、  
98.6%ということで、この数値は過去最高です。また、高等学校卒業者の進学率は52.2%で、この数値自体  
も過去最高ということ。その下が就職率の関係ですが、中学校卒業者の就職率は0.5%、高等学校卒業  
者の就職率は24.6%でございます。

6 ページ以降は、先ほどの部分も含め、調査の概要の数字が入っております。ダブリだけは省かせていた  
だきます。まず、6 ページの(1) 小学校のところですが、アの学校数の関係は、小学校の数は421校で、  
統廃合によりまして前年に比べ2校減少ということ。これは国立、公立、私立も入った数字です。その  
下のイの学級数は4,597学級で、前年に比べて27学級減でございます。7 ページのウの教員数につしまし  
ては、7,150人、男女比では男が36%、女が64%と、小学校はこういう割合でございます。

8 ページは(2) 中学校の関係が入っています。まず、アの学校数は184校で前年と同じです。イの学級  
数は39学級が増加し1,977学級。9 ページのウの教員数は、中学校が4,171人、男が55.7%、女が44.3%と  
なっています。

次に10 ページは(3) 高等学校(通信制は除く)の状況です。学校数は73校で、前年に比べ4校減とい  
うところです。12 ページ、高等学校の教員数は3,840人で、男女比は男が67.7%、女が32.3%という状況  
です。

15 ページは中学校の卒業生数で、卒業後の状況等も入った部分となっています。こちらにつきましては、  
先ほど就職率が0.5%、進学率が98.5%と説明させていただいたとおりでございます。17 ページは、高等学  
校の卒業生数、就職、進学状況です。先ほど概略を説明させていただいたところです。

以上、簡単ですが学校基本調査の速報(三重県分)ということで、報告させていただきます。

#### 【質疑】

##### 牛場委員

先生の数が、小学校は女性がすごく多く、高校になると逆転し男性の先生が増える。なぜですかね、小学  
校ではすごく女性が多い。教えるににくいのですかね、高校になってきますと。女の先生が負けるのですかね、  
生徒に。

##### 丹保委員

4 ページのところ、中学校の長期欠席者は増加という部分がありますね。例えば小学校は減少とか、中  
学校は増加と書いてありますが、これは小学校の児童が全体として減っていれば、長期欠席者も減るん  
ですよ。中学校の生徒が増えていけば長期欠席者も増えるんですよ。当たり前のことですね。その差引をし  
ないと正確な実態とは言えない。むしろ、誤った情報になってしまうんですね。そういうことまでを計算を  
してこれを見る人はほとんどいないのではないかと思います。例えば小学生は1,780人減っているから、そ  
の割合を差引して何人でプラスマイナスゼロなのかとか、そういうことまで計算をしてこの表を見る人はほ  
とんどいないと思います。そうしますと、中学校の生徒は同じ、小学校の児童は同じという形でこれを増  
えている、減っていると見るわけでしょう。そうすると完全に誤解ですよ。

前も私こういうことを言いましたが。だから、今は学校教育でデータを大事にしましょうとか、事実に基  
づいてものを言いましょうとか言っている文科省がなんでこんな表を作ったり発表したりするのか、私はよ  
く分からないんですね。もし今までずっとこういうことをやっていたから、現場としてはこういうことは急  
に変えられないということであれば、某県からそういうクレームがありましたということ現場のほうで知  
れば、変えるのは自分の責任じゃないですから、教育委員会の責任ですから、そういう意味ではこれは誤解  
を与えることになってしまうと思いますね。例えば1,780人だったら、1.何%になるわけですから、5人  
減っていることになるかどうか問題ですよ。そういう意味でこの辺のところのデータの扱いや発表は完全  
に誤解を与えるのではないかと思います。機会があれば伝えてほしいと思いますね。

こんな細かいことを文句言うと大体嫌われるので、みんな分かっていると言わないのだと思いますが、そ  
ろそろそういうことも言わないといけないんじゃないかと思いますね。これはうちの県の問題じゃないで  
す。文科省の発表のこの資料の問題です。指摘をしておきたいと思います。

##### 副教育長

確かに数字の相対の中の出現率といった場合と、長期欠席の中の不登校の率と比べると、必ずしも正確な  
データではないという丹保委員のご意見ということで、確かにそういう一面もあるかとは思いますが、1,500  
人余りの中学生、小学校では352人の子どもたちが30日以上欠席していることは紛れもない事実ですので、  
そこをどうやって改善していくかを中心に置いてやっていかないといけないということで、統計が変わるか  
変わらないかはわかりませんが、正確な数字ではないかもわからないということなのではと思いますが、それは不



登校を減らせていない、実質は 1,500 人前後で推移するわけですから、そこはきちんと教育に携わる者としては重く受け止めてやっていかなきゃいけないということで。

丹保委員

それは分かったうえで言っているのですが、よく問題になるのは、増えているじゃないか減っているじゃないかということで議論するわけです。減ったから喜ぶとか、増えたから喜ぶとかということがあるでしょう。そのときに根拠となっている数字がいい加減であれば、それは一応空しい議論ですよ。

副教育長

占める位置ですね、占める数字というのか、全体の中の。

丹保委員

割合のことで考えていったほうが、実質増えているのか減っているのか、その結果によっては、増えていても実はパーセント的には変わらないとか、そうすると、努力しているのに誤解されたり、してないのに誤解されたりということがありますから、そういうのは防ぐべきだと思いますね。もちろん今、副教育長がおっしゃったように全体としてはまだあるわけですから、これは課題として残ることは言うまでもないと思います。

副教育長

先ほどの振興ビジョンの第四次の推進計画に戻りますが、数値目標の設定の仕方をどうするかということで、例えば昔は適応指導教室と言っていましたが、それを教育支援センターと名前を変えてやっているわけですが、そこへ来ている子どもたちがどれだけ復帰できているかということをやめるのか、あるいは、全体の不登校の 30 日以上の子をやめるのか、数値目標を設定するのは大分違うかと思ったりもしますし。そのあたりは、ただ、理由が 30 日以上にしてしまうと、そこにも書いてございます病気とか経済的理由とか、あるいは、委員長が言われたように複合的になっているという話が出てくるので、非常に難しいと。

もう 1 つ言うと、最近はフリースクールというのがちょこちょこありますから、そういうところもどうカウントしていくのかとか、なかなか難しい問題もあるのですが。確かに機会があれば、そういうことについても話をさせていただきたいと思いますが、事業あるいは政策・施策としては不登校の解消と。1 人でも多くの子どもたちが学校へ行けるようにということで努めてまいりたいと思います。

丹保委員

それから、もう 1 つ、幼保とか今、言っていますよね。幼保一体化とか、ああいう場合、数は幼稚園に入れるんですか、保育園に入れるんですか。

学校教育分野総括室長

今、まさしく施設のあり方としてどういうものが望ましいか議論しており、今の状況ですと、基本的には新しい幼稚園と保育所の機能をそれぞれ合わせ備えた総合施設をつくらうということで、ただ、事実上両方の性格を持って、学校でもあるし保育所でもある的なものでとりあえず制度設計しようかみたいな話を今出しておりまして、当然、まだ議論の途中ではありますが、大体そういう方向性は出てきています。

ただ、最終的にそれが法的にどういう位置付けになるかということによると思いますし、具体的には制度設計のためには法律を国でつくって国会で通らないといけないわけですが、その具体的な法律の定め方如何で、そこで具体的に施設の性格、位置付けが明確にされますので、その時点で初めてその位置付けが明確にされる場所です。

丹保委員

数なんかは。

学校教育分野総括室長

おそらく多分別に独立してそういうものをカウントすると思います。

丹保委員

ここに入っていないということですか。

学校教育分野総括室長

はい。現時点ではあくまでも幼稚園、保育所は別物ですので、それぞれの中でカウントされると。

丹保委員

その中で別々で、一緒じゃなくて、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園と今は一緒にやってるからということですね。

副教育長

三重県は、認定こども園は菰野に 1 園だけですね。

岩崎委員

学校基本調査をこうやって丹念に見たことがなかったので、先ほどご指摘があったようなことは私も思っていました。実数だけでやる話じゃないと思いながら数字を読んでいたのですが。

これはそもそも最初の話で言うと、うろ覚えですが、昭和 23 年に統計法に基づく指定統計となったとい

う話ですが、あれは法律改正はなかったですか、統計法自体が。指定統計って言わなくなったのではなかったかなという気がちょっとして、分権改革以降、まだ指定統計という言い方しているんですか。

教育総務室長

まだ、統計法に基づく指定統計第13号と。

岩崎委員

そうですか、分かりました。指定統計という言い方をするのですね。

丹念に見て、長期欠席される中で経済的理由というのが、まだごくわずかでもいるのだと。昭和23年に開始した頃には、多分経済的理由で来られないという子どもはたくさんいたので把握する必要があったのだらうと思いますが、この項目だけが残っているのかと思うのですが、これは2人とか4人の世界だけど、今の世の中でありなのですか。すごく率直な疑問ですが、経済的理由で来られないというのは、不登校というか、通わさないというのは完全な虐待でしょう。すごく率直にこういうケースがあっているのかと思うところですが。

教育長

やっぱり事実としてはそういうのはあるわけですね。まさに虐待されている、本来教育を受けさせる義務があるので、子どもには教育を受ける権利があるはずなのに。

岩崎委員

なるほどね。だからまだごく少数ながらあるのだというのを思いました。それが感想です。

それから、先ほどの認定こども園の話じゃないですが、保幼小の連携というようなこと、育ちのリレーの話とかをビジョンと推進計画で書いていながら、13ページは小学校入学者における幼稚園修了者の比率だけでとどめてしまうのが、しょうがないと言えましょうがないのかな、文科省の指定統計なら。

教育長

まだ法律的には。

岩崎委員

だから、それはそうでしょうけど、これには保育園に通わせている子ども、要するに、就学前の未就学の子どもがどれぐらいいるかというほうが、データとしては重要な気がしますけれど。

学校教育分野総括室長

補足的に申し上げれば、幼稚園は学校教育を行う施設であって、保育所はあくまで保育を行うということになっている。ただ、ご指摘いただいたような動きの中で、今後その新しい施設が明確に位置づけられれば、この辺の統計の仕方も変わってくるのではないかという予想はできるかもしれません。

岩崎委員

変えないとしょうがないですね。これ自体は13ページの表を見ると、幼稚園が選択されてないということではありますね。

委員長

よろしいですか。この学校基本調査のいろんなものを見せていただきまして、また参考にして次に進んでいっていただきたいと思います。

－全員が本報告を了承する－

## ・審議事項

### 報告3 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（予算経理室長説明）

報告3 訴えの提起に係る専決処分について。県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行ったので、別紙のとおり報告する。平成23年8月19日提出 三重県教育委員会事務局 予算経理室長。

1ページをご覧ください。専決処分の報告についてという様式を用意しております。この様式は議会への報告様式に則って作成させていただいているものです。

訴えの内容といたしましては、平成20年9月から平成21年1月までの5ヶ月分の県立高校の授業料合計4万9,000円の支払いを求めるといいます。

お支払いいただいていない先方とは、当該県立高校を中心に、支払いを求めるとの話し合い等を行ってまいりましたが、どうしても支払いをいただけないということで、学校から民事訴訟法に基づきます支払督促申立の依頼というものがございました。私どもにおきまして学校からのヒアリング及び弁護士相談等を行いました結果、平成23年6月14日に、本人及び保護者である連帯保証人の住所地の簡易裁判所書記官に対し、それぞれ支払督促の申立を行ったものでございます。

この支払督促制度の仕組みも合わせて簡単にご説明させていただきますが、支払い督促の申立自体は、地方自治法の議決を要する訴えの提起にはあたらないものとされています。しかしながら、裁判所から督促通知が相手方に到達する、そこから2週間以内に先方、相手方から異議申立があった場合は、民事訴訟法395条の規定に基づき、申立時に遡って債権者、つまり今回の場合ですと、私ども教育委員会になります。教育委員会が訴えを提起したと見なされる制度でございます。もちろん異議申立もなければ粛々と手続きを進め、最終的には確定判決と同様の効果を生むものということでございます。

今回、6月14日に支払督促の申立を行いました。その後、7月1日に保護者である連帯保証人から、また、7月4日には本人からそれぞれ異議申立が出されましたので、申立時、つまり6月14日に遡って訴えを提起したことになったものでございます。なお、この支払督促に対する異議申立による訴えの提起に関しては、議会から知事への委任専決事項とされておりまして、支払督促に対する異議申立があった場合は専決処分をしてもいいという事前に委任をされております。今回、このような形で遡って専決処分をしたこととなりますので、議会の専決報告を行うものでございます。

今回の異議申立の内容ですが、保護者からの異議申立の内容を要約させていただきますと、生徒が在学しなくなった後に減免制度を知りました。ほかの県立高校で遡って授業料を減免した例もありますので、授業料を遡って今から減免してほしいという旨を学校に申し出ておられます。しかしながら、学校としては、それは応じられませんと答えさせていただき、これにつきまして差別的な取扱いではないか、権利を侵害されているという異議申立が出たものでございます。

授業料の減免に関するルールといたしましては、取扱要領というものがございます。お手元の赤い本の1,752ページにもございます。この取扱要領では、減免期間とは、減免の決定月の翌月からとしております。ただ、例外が1つございまして、遡及して減免を行う場合の例外ですが、4月に申請があった場合は、その4月から減免する規定になっております。今、お手元の赤い本を見ていただいている方もおられますので、1,752ページをお開きいただき、下のほうの第5条でございます。読ませていただきますと、「授業料の減免及び徴収猶予の期間は、決定した当該月の翌月から1年以内とする。ただし、4月当初に申請があったときは、4月からこれを行う。」第6条にはこれが申請主義であると、申請してこなければだめですということが書いてございます。

今回、在学しなくなってから、後になってこの申出がありました減免申請には応じられないとする学校の対応は、この要項に基づいた適正な対応であると考えております。今後、弁護士とも相談しながら法廷におきまして当方の正当性を主張していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

#### 【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告6 平成24年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について（公開）

（人材政策室長説明）

報告6 平成24年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について。平成24年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成23年8月19日提出 三重県教育委員会事務局 人材政策室長。

1ページをご覧ください。先月7月21日に実施いたしました第1次選考試験の結果につきまして、校種、教科、申込者数、受験者数、合格者数という形でまとめたものです。一番下に合計欄がありますが、申込者数は3,289人でございました。昨年度に比べて38人の増です。受験者は2,903人で、昨年度に比べて30人の増となっています。その受験者に対し1,161人の第1次合格者数を先般決定させていただいたところです。

元々採用見込み数の2～3倍程度を合格させるということで、個々には、上記の記載のとおりですが、全体の採用見込み数は、今回約455人で、受験者が2,903人で、これを割り算すると倍率は6.4倍です。昨年度の採用見込み数と受験者数を同様に比較しますと、昨年度は5.5倍でしたので、倍率は上昇いたしました。

それから、この第1次合格者を対象に本日から第2次選考試験を実施しているところです。本日は技能実技試験ということで、少し天候も心配されるわけですが、体育等の技能実技試験を各会場に分かれて実施させていただき、明日20日に論述試験を松阪高校、津東高校の2会場でさせていただきます。小学校教諭、特別支援学校の教諭には英語のリスニングということで論述試験と併せて実施します。その後、1日置きまして、来週22日から27日にかけて面接ということで、集団面接・討論を6人一組でテーマを与えて討論を

25分行い、その後、個人面接で1人25分、その冒頭に模擬授業という形で5分程度入れて行うということでございます。

報告は以上でございます。

## 【質疑】

委員長

報告6はいかかでしょうか。

丹保委員

特別支援学校教諭のところでは気になるのは、申込者と受験者数で合格者を入れると、4、4、3とかいうように、ほとんど倍率のないところがあるということです。例えば、美術を1名採らなければいけないときに、1名から1名採る方針でいくと、一応レベルが低くてもということになってしまうので、その辺のところは十分に注意をしなければいけないのではないかと思います。やはり一定のレベルに達しない者は、たとえ予定していても、他から回すとか、特別支援学校以外の希望者の中にも特別支援の免許を持っている人もいますから、そういう人たちを活用するとかしないと、このままでは特別支援学校の先生はレベルが低いということになりかねないので、もちろん承知していると思いますが、そういうところは少し考えていただきたいと思います。

人材政策室長

今、ご指摘いただきましたように、第1次合格を決定させていただくについても、筆答試験で教養試験や専門試験という形で受験いただいておりますので、その結果と1次の集団面接もございまして、その結果の総合の部分で、1次合格に足る状況であったということを確認しながら、合格者を1次で出し、先ほど申し上げたように2次試験に論述試験等もございまして、その結果も十分見極めて合格決定をさせていただきたいと思っております。一方で、他の中学校・小学校とかで特別支援の学校を希望するか否かということも合わせて、これは試験とは別ですが、聴かせていただいている状況でございます。

牛場委員

高校で技術系はすごい申込者数が少ないのですね。三重県に申込をしてもらえるようにPRしていただかないといけませんね。

—全委員が本報告を本了承する—

## ・審議事項

### 報告7 県立四日市南高等学校用地に係る訴訟の控訴審判決について（公開）

（学校施設室長説明）

報告7 県立四日市南高等学校用地に係る訴訟の控訴審判決について。県立四日市南高等学校用地に係る訴訟の控訴審判決について、別紙のとおり報告する。平成23年8月19日提出 三重県教育委員会事務局 学校施設室長。

1ページをお開きください。訴訟の概要でございます。事件名、相手方、係争土地についてはご覧のとおりでございます。

次の2ページの図面をご覧いただきたいと思っております。自転車置き場と図面に書いてございましてところより下の部分、南側に四日市南高等学校がございまして、上の通称笹川通と書いてございまして、笹川通に向かって下りていく崖地の法面の部分が多いところでございまして、そのうち黄色く囲った部分について相手方が所有権を主張してきました。この図面自体は第一審の判決引用図面ですが、ピンクで囲った部分についてのみ相手方の所有権を認めたのが第一審判決でございます。この図面を見ていただくと分かりますように、それぞれの土地について私ども三重県の所有地の何番のどこがこれだというような主張を私どもがして、このピンクの部分については、見ていただいているとおりに三重県として主張する部分ではございません。ピンクの部分が第三者、相手方なのかは分かりませんが、三重県の所有ではないところのラインということを主張した図面でございます。これでもって第一審の判決が下りておりまして、学校施設の構造物等も入っていない。それから、この土地についても土地の形状が変更されても四日市南高校の施設に直ちに影響が及ぶものではないということで、控訴をしないという予定でおったところですが、相手方から控訴があって、昨日、判決がございました。判決の内容は、相手方の控訴、相手方の控訴といえますのは、第一審判決のピンクの部分だけではなく、黄色の部分まで全部相手方の土地だという主張でございますが、それらを棄却する、控訴費用についても控訴人の負担とするという判決が出ております。

今後の対応ですが、引き続き当地の維持管理に万全を期したいと考えておりますし、万が一相手方が上告いたしましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長

適切に処理をしていただければと思っております。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

**議案第 30 号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について（非公開）**

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第 31 号 三重県文化財保護審議会委員の任命について（非公開）**

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第 29 号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**報告 4 職員の人事異動（教育委員会事務局）について（非公開）**

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

**報告 5 三重県職員（文化財技師）の募集について（非公開）**

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

**議案第 28 号 職員の懲戒処分について（非公開）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。